

## 入院費・個室料金のお支払いについて(家族・一般用)

- I 当病院は、原則として退院時（日）における入院費（食事療養費含む）個室料金の即日お支払いは、お受けできませんので御了承ください。
- II 退院後または、入院中に請求兼領収書・納入告知書（振込用紙）が、陸上自衛隊中央会計隊〔東京都所在〕から、それぞれご自宅の住所へ送付されますのでお近くの銀行又は、郵便局の窓口でお支払い下さい。（振り込み手数料は無料です。）

領収書が必要な方は、必ず、送付されてくる請求兼領収書・納入告知書（振込用紙）を用いて、銀行等の窓口でお支払い下さい。

電子マネー及びインターネットバンキングによる取引を利用しますと領収書が発行されない場合がありますので、ご注意下さい。

- III 入院費・個室料金は、月末締め・翌月下旬頃の請求となりますので、月をまたいで入院された場合は、それぞれの月に分けて翌月のお支払いとなりますのでご了承ください。
- IV 入院や手術・検査などで医療費が高額となる場合、事前に各健康保険者(健康保険協会、各種組合、国民健康保険、後期高齢者保険など)から「限度額適用認定証」の交付を受けることで、高額医療費を超えた負担を一定額まで軽減することができます（軽減される額は、年齢や収入で異なります）。
- 各種健康保険の「限度額適用認定証」交付申請の手続きをして、入院時に必ず提示してください。
- 尚、やむを得ない事情により、「限度額適用認定証」を入院時に提示できない場合は、入院中家族又は勤務先(会社等)に「限度額適用認定証」の交付手続きを依頼し取得するか、若しくは、退院後、速やかに交付手続きを実施し、「限度額適用認定証」を提示して下さい。
- ※1 「限度額適用認定証」の発効年月日は、入院した日の属する月の初日から発効さるよう申請して下さい。
- ※2 「限度額適用認定証」を当院に入院月の末日までに提示されない場合にあっては、当該月の入院費は限度額が適用されない入院費を当院から患者様宛てに請求書を送付しますので、一旦支払って下さい。
- また、翌月に亘り入院し、当該月末までに「限度額適用認定証」を提示された場合は、限度額を適用した当該月の入院費の請求書を送付します。
- ※3 当院からの限度額が適用されない入院費請求書により支払って頂いた場合、後日、加入している健康保険者へ患者様が還付請求することにより、限度額を超えた医療費が還付されます。
- ※4 患者様が70歳以上で年収(年金等)が156万円～370万円の対象者については、「一般」区分に該当しますので、「限度額適用認定証」は発行されませんので、ご承知願います。事前に区役所等にご確認下さい。